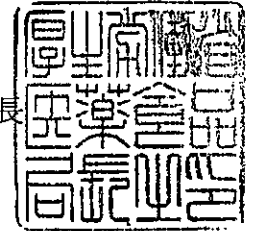




薬食発0920第2号
平成24年9月20日

各
〔都道府県知事
保健所設置市市長
特別区区长〕 殿

厚生労働省医薬食品局長



毒物及び劇物指定令の一部改正等について（通知）

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（平成24年政令第242号。以下「改正政令」という。）（官報第5889号）が平成24年9月20日に、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第130号。以下「改正省令」という。）（官報号外第205号）が同日にそれぞれ公布されたので、下記事項に留意の上、貴管内市町村、関係団体等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、同旨の通知を一般社団法人日本化学工業協会会長、全国化学工業薬品団体連合会会長、日本製薬団体連合会会長、公益社団法人日本薬剤師会会長及び一般社団法人日本化学品輸出入協会会長宛てに発出することとしていることを申し添える。

記

第1 改正政令について

- 1 ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤を毒物の指定から除外したこと。
- 2 3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド（別名シアントラニリプロール）及びこれを含有する製剤を劇物の指定から除外したこと。
- 3 公布の日（平成24年9月20日）から施行することとしたこと。



第2 改正省令について

- 1 3-ブロモ-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド(別名シアントラニリプロール)及びこれを含有する製剤を農薬用品目販売業者が取り扱うことができる劇物の指定から除外したこと。
- 2 公布の日(平成24年9月20日)から施行することとしたこと。

第3 その他

今般の改正部分の新旧対照表については、別添1及び別添2に示すとおりであること。

また、今般、毒物又は劇物の指定から除外した物の性状、毒性等については、別添3のとおりであること。

○ 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物指定令 (昭和四十年政令第二号) (抄)

(傍線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一七の二 (略)</p> <p>十八 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ <u>ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含むする製剤</u></p> <p>ハ (略)</p> <p>十九 一七の二 (略)</p> <p>二十三 (略)</p> <p>イ <u>ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含むする製剤</u></p> <p>ロ ホ (略)</p> <p>二十三の二 一七の二 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 一七の二 (略)</p>	<p>(毒物)</p> <p>第一条 毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)別表第一第二十八号の規定に基づき、次に掲げる物を毒物に指定する。</p> <p>一 一七の二 (略)</p> <p>十八 (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>十九 一七の二 (略)</p> <p>二十三 (略)</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>二十三の二 一七の二 (略)</p> <p>(劇物)</p> <p>第二条 法別表第二第九十四号の規定に基づき、次に掲げる物を劇物に指定する。ただし、毒物であるものを除く。</p> <p>一 一七の二 (略)</p>

三十二 (略)

(143) | (1) | (142) (略)

三 | プロモーター | (三 | クロロピリジン | ニ | イル) | N |

四 | シアノ | ニ | メチル | 六 | (メチルカルバモイル) | フェニル

リ | プ | ロー | ル | 及 | び | こ | れ | を | 含 | 有 | す | る | 製 | 剤

(144) | (170) | (略)

三十三 ~ 百九 (略)

2 (略)

三十二 (略)

(1) | (142) (略)

(143) | (169) | (略)

三十三 ~ 百九 (略)

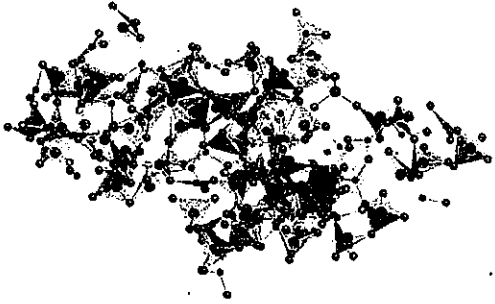
2 (略)

○ 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文
 ○ 毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）（抄）

改 正 後	改 正 前
<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三（略） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九（略） (1) (122)（略） (123) 三―プロモ―（三―クロロピリジン―ニ―イル）―N― [四―シアノ―ニ―メチル―六―（メチルカルバモイル）フェ ニル]―H―ピラゾール―五―カルボキサミド（別名シアン トラニリプロール）及びこれを含有する製剤 (124) (146) (略) 十二〇六十七（略）（毒物）</p>	<p>別表第一（第四条の二関係） 毒物 一〇二十三（略） 劇物 一〇十一の八（略） 十一の九（略） (1) (122)（略） (123) (145) (略) 十二〇六十七（略）（毒物）</p>

（傍線の部分は改正部分）

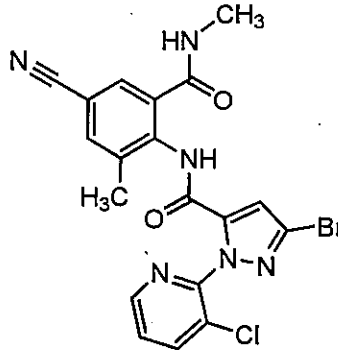
毒物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質	 <p>As₂₀Ge₂₂Se₅₈ CAS No. 57673-50-4</p>	原体並びにこれ を含有する製剤	<p>外観: 赤褐色～黒色固体 (ガラス)</p> <p>密度: 4.41 (g/cm³)</p> <p>水溶解度: <math> < 1.0 \times 10^{-4} </math> g/L (20±0.5°C)</p> <p>安定性: 熱、酸、アルカリ、 緩衝液、塩水、各 種有機溶媒等に 対して安定</p> <p>反応性: -</p>	<p>原体: 急性経口毒性 LD₅₀(mg/kg) ラット(♀) > 2,000</p> <p>急性経皮毒性 LD₅₀(mg/kg) ラット(♂♀) > 2,000</p> <p>急性吸入毒性 LC₅₀(mg/L(4hr)) ラット(♂♀) > 5.04(ダスト)</p> <p>皮膚刺激性 ウサギ(♂) -</p> <p>眼刺激性 ウサギ(♂) 軽度の刺激性</p>	遠赤外線光学 材料(遠赤外線 透過レンズ)

※ 急性毒性: 単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD₅₀(Lethal Dose 50)又はLC₅₀(Lethal Concentration 50): 50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

劇物から除外するもの

名称	構造式	区分	性状	毒性	主な用途
3-ブromo-1-(3-クロロピリジン-2-イル)-N-[4-シアノ-2-メチル-6-(メチルカルバモイル)フェニル]-1H-ピラゾール-5-カルボキサミド(別名シアントラニプロール)	 <p style="text-align: center;"> $C_{19}H_{14}BrClN_6O_2$ 分子量 473.72 CAS No. 736994-63-1 </p>	原体及びこれを含有する製剤	外観:白色粉末 沸点:350°Cで分解するため測定不能 融点:224°C 蒸気圧: 1.787×10^{-14} Pa (25°C) 相対密度:1.4965 水溶解度:14.24mg/L (20°C) 安定性:熱;350°Cまで安定	原体: 急性経口毒性 LD_{50} (mg/kg) <u>ラット(♀) > 5,000</u> 急性経皮毒性 LD_{50} (mg/kg) <u>ラット(♂♀) > 5,000</u> 急性吸入毒性 LC_{50} (mg/L(4hr)) <u>ラット(♂♀) > 5.2(ダスト)</u> 皮膚刺激性 ウサギ(♂♀) — 眼刺激性 ウサギ(♂♀) —	農薬(殺虫剤)

※ 急性毒性:単回投与(暴露)によって短期間に引き起こされる毒性作用を意味し、経口、経皮、吸入等の投与経路がある。

※ LD_{50} (Lethal Dose 50)又は LC_{50} (Lethal Concentration 50):50%致死量(濃度)を表し、投与(暴露)された動物のうち50%が死亡する投与量(濃度)を表す。通常、経口、経皮については動物の体重当たりの投与量で、吸入の場合は、一定空間中の当該物質の濃度で表される。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政 令〕

- 海上保安庁法及び領海等における外国船舶の航行に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（二三八）
- 建築基準法施行令の一部を改正する政令（二三九）
- 港則法施行令の一部を改正する政令（二四〇）
- 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（二四一）
- 毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（二四二）
- 大都市地域における特別区の設定に関する法律の一部の施行期日に関する政令（二四三）
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令（二四四）

〔告 示〕

- 政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務三四〇）

- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（法務三九二）
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第十六条第一項の規定に基づき特定外国法を指定した件（同三九三）
- 日本国に帰化を許可する件（同三九四）
- 返納を命じた旅券を無効とする件（外務三一四）
- 株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件（財務・農林水産一九）
- 農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利率を定める件の一部を改正する件（同二一〇）
- 中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二一一）
- 農業近代化資金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（農林水産二一九一）
- 農業近代化資金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二一九二）
- 農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件の一部を改正する件（同二一九三）

- 地すべり防止区域を指定する件（同二一九四）
- 航路標識に関する件（海上保安庁二〇八〇二二五）
- 〔人事異動〕
内閣 国家公務員制度改革推進本部事務局 郵政民営化委員会事務局 財務省 環境省
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔官庁報告〕
公証人任免（法務省）
産 業 日本工業規格（経済産業省）
標準仕様書（T S）の公表について（同）
標準仕様書（T S）の継続について（同）
- 勞 働 最低賃金の改正決定に関する公示（岩手労働局最低賃金公示一、鳥取同一）
- 〔公 告〕
諸事項
- 官庁
有権者申出方、国営中勢用水土地改良事業計画関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

特殊法人等
平成二十三年度共済組合の決算（衆議院・総務省）関係
会社その他

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

政令第二百四十号

港則法施行令の一部を改正する政令
内閣は、港則法(昭和二十三年法律第七十四号)第二条及び第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

港則法施行令(昭和四十年政令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一 北海道の部 福島防波堤灯台(北緯四一度二八分四〇秒東経一四〇度一五分三五秒)から二八度三六〇メートルを、福島港外防波堤灯台(北緯四一度二八分三三秒東経一四〇度一五分四五秒)から二五度四七〇メートルに改める。

別表第一 岩手県の部 広田の項中「一四七メートル」を「一四六メートル」に改める。

別表第一 宮城県の部 石巻の項中「一・九メートル(北緯三八度二四分四四秒東経一四一度二四分一五秒)」を「三・三メートル(北緯三八度二四分四九秒東経一四一度二四分三三秒)」から「三・三〇分二七〇メートルの地点」に改める。

別表第一 福島県の部 相馬の項中「二・一メートル」を「三〇メートル」に改め、同部江名の項中「八二メートル」を「八一メートル」に、「いわき市江名江ノ浦」と同部折戸岸浦を「いわき市江名と同部折戸」に改め、同部小名浜の項中「四七メートル」を「四六メートル」に改める。

別表第一 島根県の部 美保関の項中「美保関港東防波堤灯台(北緯三五度三三分三四秒東経一三三度一八分三四秒)」から「五八度一六〇メートル」を「美保関港沖防波堤灯台(北緯三五度三三分二九秒東経一三三度一八分三三秒)」から「三八度三〇五メートル」に改める。

別表第一 愛媛県の部 今治の項中「(北緯三四度五分二四秒東経一三二度五九分二九秒)」を「(北緯三四度五分二五秒東経一三二度五九分一六秒)」から「九六度三三〇メートルの地点」に改める。

別表第一 鹿児島県の部 串木野の項中「北緯三一度四二分三七秒東経一三〇度一五分八秒」を「北緯三一度四二分三六秒東経一三〇度一五分八秒」に改める。

別表第一 北海道の項中「小樽」の下に「石狩湾」を加える。

この政令は、平成二十四年十月一日から施行する。

国土交通大臣 羽田雄一郎
内閣総理大臣 野田 佳彦

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十四年九月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百四十一号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令
内閣は、労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)第十四条、第三十一条の二、第五十七条第一項、第六十五条第一項、第六十六条第二項及び第六十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。
第六十六条第十八号中「同表第二号15」を「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に、「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に改める。
第十八条中第二号の六を第二号の七とし、同号の次に次の一号を加える。
二の八 エチルベンゼン
第十八条中第二号の五を第二号の六とし、第二号の四の次に次の一号を加える。
二の五 インジウム化合物
第十八条中第九号の十三を第九号の十四とし、第九号の四から第九号の十二までを一号ずつ繰り下げ、第九号の三の次に次の一号を加える。
九の四 コバルト及びその無機化合物
第二十一条第七号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改める。
第二十二条第一項第三号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改め、同条第二項中「第十四号の二」を「第九号の二、第十二号の二若しくは第十四号の二」に改め、同項第九号を第九号の三とし、第八号の次に次の二号を加える。
九 インジウム化合物
九の二 エチルベンゼン
第二十二条第二項第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 コバルト及びその無機化合物
別表第三第二号3の次に次のように加える。
3の2 インジウム化合物
3の3 エチルベンゼン
別表第三第二号13の次に次のように加える。
13の2 コバルト及びその無機化合物

労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。
第六十六条第十八号中「同表第二号15」を「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に、「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に改める。
第十八条中第二号の六を第二号の七とし、同号の次に次の一号を加える。
二の八 エチルベンゼン
第十八条中第二号の五を第二号の六とし、第二号の四の次に次の一号を加える。
二の五 インジウム化合物
第十八条中第九号の十三を第九号の十四とし、第九号の四から第九号の十二までを一号ずつ繰り下げ、第九号の三の次に次の一号を加える。
九の四 コバルト及びその無機化合物
第二十一条第七号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改める。
第二十二条第一項第三号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改め、同条第二項中「第十四号の二」を「第九号の二、第十二号の二若しくは第十四号の二」に改め、同項第九号を第九号の三とし、第八号の次に次の二号を加える。
九 インジウム化合物
九の二 エチルベンゼン
第二十二条第二項第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 コバルト及びその無機化合物
別表第三第二号3の次に次のように加える。
3の2 インジウム化合物
3の3 エチルベンゼン
別表第三第二号13の次に次のように加える。
13の2 コバルト及びその無機化合物

労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。
第六十六条第十八号中「同表第二号15」を「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に、「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に改める。
第十八条中第二号の六を第二号の七とし、同号の次に次の一号を加える。
二の八 エチルベンゼン
第十八条中第二号の五を第二号の六とし、第二号の四の次に次の一号を加える。
二の五 インジウム化合物
第十八条中第九号の十三を第九号の十四とし、第九号の四から第九号の十二までを一号ずつ繰り下げ、第九号の三の次に次の一号を加える。
九の四 コバルト及びその無機化合物
第二十一条第七号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改める。
第二十二条第一項第三号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改め、同条第二項中「第十四号の二」を「第九号の二、第十二号の二若しくは第十四号の二」に改め、同項第九号を第九号の三とし、第八号の次に次の二号を加える。
九 インジウム化合物
九の二 エチルベンゼン
第二十二条第二項第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 コバルト及びその無機化合物
別表第三第二号3の次に次のように加える。
3の2 インジウム化合物
3の3 エチルベンゼン
別表第三第二号13の次に次のように加える。
13の2 コバルト及びその無機化合物

労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。
第六十六条第十八号中「同表第二号15」を「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に、「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に改める。
第十八条中第二号の六を第二号の七とし、同号の次に次の一号を加える。
二の八 エチルベンゼン
第十八条中第二号の五を第二号の六とし、第二号の四の次に次の一号を加える。
二の五 インジウム化合物
第十八条中第九号の十三を第九号の十四とし、第九号の四から第九号の十二までを一号ずつ繰り下げ、第九号の三の次に次の一号を加える。
九の四 コバルト及びその無機化合物
第二十一条第七号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改める。
第二十二条第一項第三号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改め、同条第二項中「第十四号の二」を「第九号の二、第十二号の二若しくは第十四号の二」に改め、同項第九号を第九号の三とし、第八号の次に次の二号を加える。
九 インジウム化合物
九の二 エチルベンゼン
第二十二条第二項第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 コバルト及びその無機化合物
別表第三第二号3の次に次のように加える。
3の2 インジウム化合物
3の3 エチルベンゼン
別表第三第二号13の次に次のように加える。
13の2 コバルト及びその無機化合物

労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。
第六十六条第十八号中「同表第二号15」を「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に、「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に改める。
第十八条中第二号の六を第二号の七とし、同号の次に次の一号を加える。
二の八 エチルベンゼン
第十八条中第二号の五を第二号の六とし、第二号の四の次に次の一号を加える。
二の五 インジウム化合物
第十八条中第九号の十三を第九号の十四とし、第九号の四から第九号の十二までを一号ずつ繰り下げ、第九号の三の次に次の一号を加える。
九の四 コバルト及びその無機化合物
第二十一条第七号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改める。
第二十二条第一項第三号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改め、同条第二項中「第十四号の二」を「第九号の二、第十二号の二若しくは第十四号の二」に改め、同項第九号を第九号の三とし、第八号の次に次の二号を加える。
九 インジウム化合物
九の二 エチルベンゼン
第二十二条第二項第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 コバルト及びその無機化合物
別表第三第二号3の次に次のように加える。
3の2 インジウム化合物
3の3 エチルベンゼン
別表第三第二号13の次に次のように加える。
13の2 コバルト及びその無機化合物

労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。
第六十六条第十八号中「同表第二号15」を「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に、「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に改める。
第十八条中第二号の六を第二号の七とし、同号の次に次の一号を加える。
二の八 エチルベンゼン
第十八条中第二号の五を第二号の六とし、第二号の四の次に次の一号を加える。
二の五 インジウム化合物
第十八条中第九号の十三を第九号の十四とし、第九号の四から第九号の十二までを一号ずつ繰り下げ、第九号の三の次に次の一号を加える。
九の四 コバルト及びその無機化合物
第二十一条第七号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改める。
第二十二条第一項第三号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改め、同条第二項中「第十四号の二」を「第九号の二、第十二号の二若しくは第十四号の二」に改め、同項第九号を第九号の三とし、第八号の次に次の二号を加える。
九 インジウム化合物
九の二 エチルベンゼン
第二十二条第二項第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 コバルト及びその無機化合物
別表第三第二号3の次に次のように加える。
3の2 インジウム化合物
3の3 エチルベンゼン
別表第三第二号13の次に次のように加える。
13の2 コバルト及びその無機化合物

労働安全衛生法施行令(昭和四十七年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。
第六十六条第十八号中「同表第二号15」を「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に、「同表第二号3の3、13の2若しくは15」に改める。
第十八条中第二号の六を第二号の七とし、同号の次に次の一号を加える。
二の八 エチルベンゼン
第十八条中第二号の五を第二号の六とし、第二号の四の次に次の一号を加える。
二の五 インジウム化合物
第十八条中第九号の十三を第九号の十四とし、第九号の四から第九号の十二までを一号ずつ繰り下げ、第九号の三の次に次の一号を加える。
九の四 コバルト及びその無機化合物
第二十一条第七号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改める。
第二十二条第一項第三号中「同号15」を「同号3の3、13の2若しくは15」に改め、同条第二項中「第十四号の二」を「第九号の二、第十二号の二若しくは第十四号の二」に改め、同項第九号を第九号の三とし、第八号の次に次の二号を加える。
九 インジウム化合物
九の二 エチルベンゼン
第二十二条第二項第十三号の次に次の一号を加える。
十三の二 コバルト及びその無機化合物
別表第三第二号3の次に次のように加える。
3の2 インジウム化合物
3の3 エチルベンゼン
別表第三第二号13の次に次のように加える。
13の2 コバルト及びその無機化合物

附則
(施行期日)
この政令は、平成二十五年一月一日から施行する。
(経過措置)
1 事業者は、改正後の労働安全衛生法施行令(以下「新令」という。)第六十八条に掲げる作業(改正前の労働安全衛生法施行令(以下「旧令」という。)第六十八条に掲げる作業に該当するものを除く。)については、平成二十六年十二月三十一日までの間は、当該作業の作業主任者を選任することを要しない。
2 次に掲げる物であつて、この政令の施行の日において現に存するものについては、平成二十五年六月三十日までの間は、労働安全衛生法第五十七条第一項の規定は、適用しない。
一 新令第十八条第二号の五、第二号の八及び第九号の四に掲げる物
二 新令第十八条第三十九号に掲げる物で、前号に掲げる物を含有するもの
3 事業者は、新令第二十一条第七号に掲げる作業場(旧令第二十一条第七号に掲げる作業場に該当するものを除く。)については、平成二十五年十二月三十一日までの間は、作業環境測定を行うことを要しない。

厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令をここに公布する。
御名 御璽

平成二十四年九月二十日
内閣総理大臣 野田 佳彦

政令第二百四十二号
毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。
毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。
第一条第十八号中口をハとし、イの次に次のように加える。
ロ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。
毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。
第一条第十八号中口をハとし、イの次に次のように加える。
ロ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。
毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。
第一条第十八号中口をハとし、イの次に次のように加える。
ロ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。
毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。
第一条第十八号中口をハとし、イの次に次のように加える。
ロ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。
毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。
第一条第十八号中口をハとし、イの次に次のように加える。
ロ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令
内閣は、毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第三十三号)別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。
毒物及び劇物指定令(昭和四十年政令第二号)の一部を次のように改正する。
第一条第十八号中口をハとし、イの次に次のように加える。
ロ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

第一条第二十三号中ニをホとし、イからハまでをロからニまでとし、同号にイとして次のように加える。
イ ゲルマニウム、セレン及び砒素から成るガラス状態の物質並びにこれを含有する製剤

第二条第一項第三十二号中(169)とし、(143)から(168)までを(14)から(169)までとし、(142)の次に次のように加える。
(143) 三プロモロー (三クロロピリジン(ニール) - N-四シアノニメチル(ニール) - N-四シアノニメチル(ニール) - H-ピラゾール(ニール) - カルボキサミド(別名シアントラニプロール)及びこれを含有する製剤

この政令は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

この政令は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

この政令は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

この政令は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

この政令は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

この政令は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

この政令は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

この政令は、公布の日から施行する。
厚生労働大臣 小宮山洋子
内閣総理大臣 野田 佳彦

総務大臣 川端 達夫
内閣総理大臣 野田 佳彦



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔府 令〕
 - 総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府六〇)
 - 〔省 令〕
 - 毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一三〇)
 - 建築基準法施行規則等の一部を改正する省令(国土交通七六)
 - 〔告 示〕
 - 労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件(厚生労働五一四)
 - 航空路の指定に関する告示の一部を改正する件(国土交通一〇三三)
 - 進入管制区を指定する告示の一部を改正する件(同一〇三四)
 - 航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件(同一〇三五)

○建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材、外装材及び屋外に面する縦壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準を定める件の一部を改正する件(同一〇三六)

〔人事異動〕

国税庁

〔資 料〕

四半期別GDP速報(二次速報)(二〇二二(平成二十四)年四、六月期)
(内閣府)

〔公 告〕

諸事項

- 官庁
 - 建設業の許可の取消処分関係裁判所
 - 破産、免責、再生関係特殊法人等
 - 平成二十三年年度財務諸表(独立行政法人日本芸術文化振興会・全国健康保険協会)関係
 - 地方公共団体
 - 行旅死亡人関係
 - 会社その他
 - 会社決算公告

府

令

○内閣府令第六十号

総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号)第二条第二項第一号イ、第二十六条第一項及び第二項、第二十七条第一項及び第二項並びに総合特別区域法施行令(平成二十三年政令第二百四十三号)第一条第五号の規定に基づき、総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年九月二十日

内閣総理大臣 野田 佳彦

総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

総合特別区域法施行規則(平成二十三年内閣府令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第五項第一号を次のように改める。

一 二以上の法人(これらの法人の本店又は主たる事務所が所在する国又は海外の地域(以下「国等」という。)の数が二以上であるものに限り、それぞれの総株主等の議決権(総株主又は総出資者の議決権をいう。以下同じ。)の過半数を取得し、又は保有することにより、当該二以上の法人が行う事業の方針を策定するとともに、内部統制の整備支援、資金運用等の業績管理その他の当該二以上の法人が行う事業を統括する事業(以下「統括事業」という。))

六 統括事業を実施する法人にあつては、次のいずれにも該当するものであること。
イ 特定多国籍企業(我が国において新たに統括事業を行うため、当該統括事業を行う法人を設立しようとする当該特定多国籍企業に限り、その親法人等が既に我が国において当該統括事業を行っている場合における当該特定多国籍企業を除く。)により我が国において設立される法人(当該法人が統括事業を実施するために必要な施設の整備及び高度な知識又は技術を有する人材の確保その他の措置を行うために、当該法人を設立する特定多国籍企業、当該特定多国籍企業の子法人等又は当該特定多国籍企業の総株主等の議決権の過半数を保有している法人が、当該設立される法人、当該特定多国籍企業(内国法人(国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいう。以下同じ。)に限る。)、当該特定多国籍企業の子法人等(内国法人に限る。))又は当該特定多国籍企業の子法人等が総株主等の議決権の過半数を保有している法人(内国法人に限る。))に出資を行い、これらの法人の資本金の額を統括事業の実施期間(指定法人事業実施計画に記載された希望する指定の有効期間をいい、当該希望する指定の有効期間が三年を超える場合には第十七条第一項の申請書の提出の日から三年間とする。ロにおいて同じ。)中に総額五億円以上増加させることが見込まれる場合において設立されるものに限る。)

- ロ 統括事業の確実な実施を図ることが見込まれる法人として、次のいずれかに該当する法人
 - (i) 統括事業における雇用の確保に資する法人として、次のいずれにも該当する法人
 - は十八人以上、その最終年度においては十八人以上である法人
 - (ii) 統括事業に常時使用する従業員の数が見込みが、統括事業の実施期間の初年度においては八千万円以上、その最終年度においては一億五千万円以上である法人
 - (iii) 統括事業に常時使用する従業員が国内に居住する者である法人
 - (iv) 統括事業に常時使用する従業員が外国人である場合には、当該外国人が統括事業の実施に必要な在留資格を有する者である法人

